

生物ごとの細目の案

1. ハリネズミ属、タイリクモモンガ、キタリス及びマスカラット

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（「二次囲いに収納して運搬可能であること」の要件を満たさない施設を含む。）
- ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲、譲渡し、引渡し、死亡、殺処分等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。ただし、展示を目的とした飼養等をするものは、以下の条件を満たす場合を除く。
- ① 次に掲げる事項を記載した台帳を5年間保管して、環境省職員の求めがあったときは閲覧させる。
 - ① 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 - ② 飼養等をした個体の識別措置の内容
 - ③ 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
 - ② 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出する。
 - ① 特定外来生物の種類
 - ② 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 - ③ 数量の増減に係る個体についての条件である①①から③までに掲げる事項
- ニ. 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、マイクロチップの埋め込みの事実とその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内（③に該当する場合は、特定外来生物の種類ごとに③で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出する。ただし、次のいずれかに該当している場合を除く（③に該当する場合は、③の幼齢な期間内に限る。）。
- ① 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下このエ及び③において同じ。）が埋め込まれている場合で、マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - ② 二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体で、特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体の場合はそのことを証明する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - ③ 輸入、飼養等の許可を受けた者等からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合で、マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）
 - ④ 教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究のために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、マイクロチップの埋め込みの事実とその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - ⑤ マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合で、特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

2. アメリカミンク

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（「二次囲いに収納して運搬可能であること」の要件を満たさない施設を含む。）
- ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲、譲渡し、引渡し、死亡、殺処分等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。ただし、展示又は生業の維持を目的とした飼養等をするものは、以下の条件を満たす場合を除く。
- ① 次に掲げる事項を記載した台帳を5年間保管して、環境省職員の求めがあったときは閲覧させる。
- ① 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
- ② 飼養等をした個体の識別措置の内容
- ③ 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
- ④ 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出する。
- ① 特定外来生物の種類
- ② 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- ③ 数量の増減に係る個体についての条件である①②から③までに掲げる事項
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、マイクロチップの埋め込みの事実とその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内（③に該当する場合は、特定外来生物の種類ごとに③で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出する。ただし、次のいずれかに該当している場合を除く（③に該当する場合は、③の幼齢な期間内に限る。）。
- ① 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この①及び②において同じ。）が埋め込まれている場合で、マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- ② 生後二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体で、特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体の場合はそのことを証明する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- ③ 輸入、飼養等の許可を受けた者等からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合で、マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）
- ④ 教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究のために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、マイクロチップの埋め込みの事実とその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- ⑤ マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合で、特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

3. シカ亜科（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属及びシフゾウ）

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（「二次囲いに収納して運搬可能であること」の要件を満たさない施設を含む。）
- ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲、譲渡し、引渡し、死亡、殺処分等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。ただし、展示又は生業の維持を目的とした飼養等をするものは、以下の条件を満たす場合を除く。
- ① 次に掲げる事項を記載した台帳を5年間保管して、環境省職員の求めがあったときは閲覧させる。
 - ① 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 - ② 飼養等をした個体の識別措置の内容
 - ③ 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
 - ② 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出する。
 - ① 特定外来生物の種類
 - ② 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 - ③ 数量の増減に係る個体についての条件である①①から③③までに掲げる事項
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、マイクロチップの埋め込みの事実とその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。ただし、次のいずれかに該当している場合を除く。
- ① 耳標等による識別措置を講じている場合で、当該措置の個体の体の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請に添付し、かつ、当該措置内容をハ①の台帳に記載している場合（特定外来生物を生業の維持の用に供する場合に限る）。
 - ② 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この③及び④において同じ。）が埋め込まれている場合で、マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - ③ マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体で、特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体の場合はそのことを証明する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - ④ 輸入、飼養等の許可を受けた者等からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合で、マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）
 - ⑤ 教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究のために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、マイクロチップの埋め込みの事実とその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - ⑥ マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合で、特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

4. キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル及びシロアゴガエル

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等
- ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せ

て環境大臣に届け出る。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

5. ウシガエル

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。ただし、学術研究、教育又は生業の維持を目的とした飼養等をするもので、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合を除く。

① 特定外来生物の種類

② 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

③ 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、実験の用に供するため、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

6. ノーザンパイク、マスキーパイク、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ及びコウライケツギョ

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設又は水槽型施設等

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

7. カダヤシ、ホワイトバス及びストライプトバス

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等又は人口池沼型施設等

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個

体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

8. アスタクス属、ラステークレイフィッシュ及びケラクス属

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること（施錠設備がないものを含む）。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

9-1. ウチダザリガニ（9-2を除く）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等、人口池沼型施設等のいずれかであること（施錠設備がないものを含む）。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするもので、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合を除く。

① 特定外来生物の種類

② 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

③ 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

9-2. ウチダザリガニ（第五種共同漁業権が設定されている内水面を特定飼養等施設とする場合）

イ 特定飼養等施設の基準 第五種共同漁業権が設定された湖沼及び河川で、他の水系と接続する水路（流出水路に限る。）との接続部に、飼養等をする特定外来生物が容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。（当該水路又は当該水路と当該湖の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合を除く。）

ロ 飼養等の許可の条件

飼養等の許可の有効期間 三年間（第五種共同漁業権が設定されている間に限る。）

ハ 特定外来生物の取扱方法

① 特定飼養等施設の周囲の見やすい場所に、許可を受けていることを明らかにするために許可者の氏名及び許可番号を付した標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影

した写真及び当該掲出状況を示した図面を、許可を受けた日から三十日以内に環境大臣に提出する。

- ㉒ 飼養等に係る監視体制を遵守する。
- ㉓ 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、運搬の用に供する施設等の他の特定飼養等施設への収容のため、一時的に当該特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合はこの限りでない。
- ㉔ 特定飼養等施設からの特定外来生物の持出しを防ぐとともに、許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を行うため、巡視等の監視体制を整備し、かつ、当該監視の状況を台帳に記録して、これを三年間保存する。
- ㉕ 特定飼養等施設内に飼養等その他の取扱いが制限されている特定外来生物が存する旨を示した標識を公衆の見やすい場所に掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び当該掲出状況を示した図面を、許可を受けた日から三十日以内に環境大臣に提出する。
- ㉖ 洪水等不測の事態で特定飼養等施設内の特定外来生物が逸出した際に当該逸出した特定外来生物を回収する体制の整備をするとともに、当該体制の整備状況を許可を受けた日から三十日以内に環境大臣に報告する。
- ㉗ 特定飼養等施設内の特定外来生物が逸出した際には、当該逸出した特定外来生物の回収状況について、当該逸出の事実の発生を知った日から三十日以内に、環境大臣に報告する。

10. モクズガニ属

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等（施錠設備がないものを含む）
 - ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
 - ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするもので、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合を除く。
 - ① 特定外来生物の種類
 - ② 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 - ③ 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号
 - ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。
 - ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

11. テナゴコガネ属及びコカミアリ

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（又は水槽型施設等のいずれかであること（施錠設備がないものを含む））。
- ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。
- ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合で、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

12. カワヒバリガイ属、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ及びニューギニアヤリガタリクウズムシ

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設又は水槽型施設等（施設設備がないものを含む）
- ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。
- ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合を除く。

13. ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ及びオオフサモ

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等又は人工池沼型施設等のいずれかであること（施設設備がないものを含む）。ただし、指定の際現に飼養等をしている個体を観賞のために飼養等をする場合にあつては、移動用施設又は水槽型施設等に限る。
- ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。
- ホ 特定外来生物の取扱方法
 - ㊦ 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、十分な強度を有する水槽に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合を除く。
 - ㊧ 施設内の水交換等に当たっては、特定外来生物の個体又はその器官が逸出することのないよう、濾過した上で排水を行う。
 - ㊨ 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないとした個体若しくはその器官については、焼却処分する。

14. オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、スパルティナ・アングリカ及びオオカワヂシャ

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（施設設備がないものを含む）又は屋内栽培施設
- ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。
- ホ 特定外来生物の取扱方法
 - ㊦ 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置

- を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合を除く。
- ㊦ 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないとした個体若しくはその器官については、焼却処分する。
 - ㊧ 圃場施設で飼養等する場合にあっては、結実期前に全ての個体を採取し、焼却処分する。

15. アレチウリ

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（施設設備がないものを含む）、屋内栽培施設又は圃場型施設
- ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲、譲渡し、引渡し等の場合に、三十日以内に識別措置の情報と併せて環境大臣に届け出る。
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する。
- ホ 特定外来生物の取扱方法
 - ㊥ 特定飼養等施設の外で飼養等をしない。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合で、その間、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合を除く。
 - ㊦ 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないとした個体若しくはその器官については、焼却処分する。
 - ㊧ 圃場施設で飼養等する場合にあっては、結実期前に全ての個体を採取し、焼却処分する。